

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり			施策主管課	環境衛生課	
	施策No.	2	施策名	生活環境の向上	重点施策		施策主管課長名	中馬 吉和	
施策関係課名		総務課、企画政策課、環境衛生課							
1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針									
環境教育・環境学習を推進し、生活環境に関する市民意識の向上を図り、地域の問題を住民自らが解決できるような社会の確立と支援に引き続き取り組む。									
2 施策の目的と成果把握									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民							
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	人口	人	見込み値	129,098	129,328	129,558	129,788	129,897	130,000
			実績値	127,475	127,283	126,773			
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		生活環境を向上させる ※「生活環境」とは 「人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」を含むものをいう(環境基本法における解釈)。							
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)							
		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	生活環境が向上していると感じる市民の割合	%	成り行き値	28.0	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7
			目標値	30.0	40.0	42.0	44.0	46.0	48.0
			実績値	38.1	36.0	36.1			
			達成率	127%	90%	86%			
			結果	◎	△	△			
B	美化活動に参加した市民の割合	%	成り行き値	65.4	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6
			目標値	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0
			実績値	68.9	66.7	66.4			
			達成率	98%	94%	92%			
			結果	○	△	△			
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方					
A 生活環境が向上していると感じる市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 B 美化活動に参加した市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査				A 「生活環境が向上していると感じる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると36.2%となっているが、この4年間で約8ポイント成果が向上している。アダプト(里親)制度をはじめ、市民や市民団体等との協働による取組を更に充実することにより、これまで並みの成果向上を目指し、48%を目標値とする。					
				B 「美化活動に参加した市民の割合」については、近年の市民意識調査によると約65%で推移している。今後は、市民などによる美化活動を普及・支援する制度の充実により、「霧島市環境基本計画」に定める75%を目標値とする。					
				C					

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- 環境教育・環境学習を推進することによって、生活環境に関する市民意識の向上を図り、地域の問題を住民自らが解決し、地域の個性を發揮できるような地域社会の確立を促すとともに、法の規制がないものについては、条例の整備(地方自治体の事務に属する事柄に限る。)や広報による問題提起・啓発活動等を行う必要がある。
- 広報誌やホームページなどで各団体等の環境美化の取組を積極的に紹介するとともに、それぞれの取組をより効果的かつ継続して行うことができるような体制を充実させながら、市民の環境に関する意識を高めるための啓発活動を行う必要がある。
- 地域美化活動の推進に当たり、本市独自の統一的アダプト(里親)制度を確立させて河川、道路、公園等の景観保全に努める必要がある。
- 少子高齢化や過疎化の進行により、美化活動に支障が生じている地域の支援等について検討する必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ■国⇒公有水域(海等)、国道等国有地の適切な管理。(美化活動、清掃) ■県⇒公有水域(河川等)、県道等県有地の適切な管理。(同上) ■市⇒市道等市有地の適切な管理。(同上)・市民の環境美化に関する意識の向上、普及啓発。(広報きりしま、有線放送、FMきりしま、ケーブルテレビ、講演会、研修会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民⇒自分の家の周りの清掃。(道、水路も含めて) ■地域⇒地域の美化活動の実践。(河川と道路のアダプト制度、公園の里親制度、用排水路の清掃等) ■団体⇒ボランティア清掃活動の実施。(商工会議所の「こぎれい大作戦」、不法投棄の監視通報、空き缶拾い、河川と道路のアダプト制度等)

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 転勤による転入や学生の受け入れで、地域のルールになじまない住民が増えている。また、ライフスタイルの多様化により、市街地においては、活動が24時間に亘り、集合住宅が増えるなどの変化で、近隣住民間のトラブルが増加している。一方、市内全域において空き家などが増え、危険防止や景観面で生活環境の悪化が懸念されている。
- 河川については平成23年度から、道路については平成24年度からアダプト制度が導入され、地区自治公民館や自治会、ボランティア団体、事業者などと市が連携し、地域の美化活動が活発に行われるようになってきている。
- 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制が平成27年10月から導入されることが決定している。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- 野焼きの煙の臭いは洗濯物や部屋に染み付くので、法律において原則禁止とされているのだから適用除外であっても指導して欲しい。
- 野焼き、放置車両、雑草の繁茂、ペット(特に猫)等に関する規制を盛り込んだ条例を整備してほしい。
- 不法投棄が増加しているので、条例での規制や監視を強化してもらいたい。
- 建設現場や解体現場から発生する音がうるさい。

5 施策の現状

① 平成26年度施策の取組方針

- 各種イベントにおけるパネル展示や環境美化推進員等の活動などを通して、生活環境に関する市民意識の向上を図る。また、寄せられた苦情や相談については問題解決に向けて適切な支援を行う。
- 広報誌やホームページ、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、美化活動への参加促進などにより、市民等の意識高揚を図る。また、積極的に美化活動に取り組む地区を環境美化モデル地区に指定し、各地区における美化活動の支援を行う。
- アダプト(里親)制度については、企業・団体等へ制度の周知を図り登録団体を増やすことにより、地域における美化活動の促進に取り組む。
- 引き続き、少子高齢化や過疎化の進行が地域の美化活動に与える影響やその対策などについて、情報収集に努める。

② 平成26年度施策の取組方針の達成状況

- 6月の環境月間に環境パネル展を開催し、生活環境に関するパネルを展示するなど市民意識の向上に取り組んだ。また、寄せられた苦情や相談については、関係者、関係機関と連携して問題解決に向けて適切に取り組んだ。
- 広報誌やホームページでアダプト(里親)制度や錦江湾クリーンアップ作戦への参加を呼びかけるなど、美化活動の参加促進に取り組んだ。また、9地区自治公民館を環境美化モデル地区に指定し、各地区における美化活動の支援を行った。
- 河川アダプト制度については前年度より28団体多い115団体、道路アダプト制度については前年度より1団体多い46団体が登録し、河川、道路の美化活動に取り組んだ。
- 少子高齢化や過疎化の進行が地域の美化活動に与える影響等についての情報収集には取り組めなかった。しかし、環境美化モデル地区に指定した横川山ヶ野地区自治公民館においては、世帯数が少ない自治会の清掃作業を、地区内の他の自治会の住民が手伝うなど、地域で協力・工夫しながら清掃作業に取り組んだ例もあった。

③ 平成26年度施策の目標値と実績値の比較

目標達成 ◎ 105%以上
目標をほぼ達成 ○ 95%~105%未満
目標を未達成 △ 95%未満

平成26年度成果指標			
	目標値	実績値	達成率
A	42.0	36.1	86%
B	72.0	66.4	92%
C			

④ 平成26年度施策の成果指標の達成状況及び要因

A 「生活環境が向上していると感じる市民の割合」は目標を達成することができなかった。その要因は、広報誌への掲載や環境美化推進員の活動等を通して、野焼きの禁止や犬の飼育マナーなどの啓発に取り組んでいるものの、そのれが市民の間に浸透していないものと考えられる。
B 「美化活動に参加した市民の割合」は目標を達成することができなかった。その要因は、20代、30代の若い世代の参加率が極端に低いためと考えられる。

⑤ 基本事業の

目標達成度

(平成26年度目標と実績との比較)

○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成

① 環境衛生の向上	△	⑤
② 地域美化活動の促進	×	⑥
③		⑦
④		⑧

6 平成27年度の施策の取組方針

(昨年度マネジメントシートより)

7 平成28年度に向けた施策の課題・方向性

- 環境パネル展の開催や出前講座の実施、環境美化推進員等の活動などを通し、生活環境に関する市民意識の向上を図る。
- 寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 広報誌やホームページ、FMきりしま、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、美化活動への参加促進などにより、市民等の意識高揚を図る。また、アダプト制度や環境美化モデル地区など、積極的に美化活動に取り組む団体、地域の活動を支援する。
- 地域の美化活動について、参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。

- 環境パネル展の開催や出前講座の実施、環境美化推進員等の活動などを通し、生活環境に関する市民意識の向上を図る。
- 寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 広報誌やホームページなどでアダプト制度への参加を呼びかけ、地区自治公民館や自治会、各種団体等による美化活動を支援する。
- 地域の美化活動について、参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。

基本事業No.	2-2-1	基本事業名	環境衛生の向上	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	---------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 苦情や相談の発生源に応じて、関係者と協力して処理を行い、地域の問題を住民自らが解決する取り組みを支援する。
- 県等の関係機関、地域住民、事業所等と連携し、衛生的な生活環境の保持に努める。
- 市民の環境衛生に関する意識を高めるための啓発活動に努める。

②対象

・市民
・事業者

③意図

・生活環境に関する問題が解決できる
・衛生的で安全な生活環境が保たれる

2 基本事業の指標等の推移

◎目標達成(105%以上)

○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	苦情相談対応に対する満足度(匿名等、満足度調査が行えない苦情相談は除く)	%	苦情処理報告書の集計	成り行き値	79.5	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
				目標値	90.0	91.0	92.0	93.0	94.0	95.0
				実績値	94.2	86.1	89.6			
				達成率	105%	95%	97%			
				結果	◎	○	○			
B	生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	72.3	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0
				目標値	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
				実績値	83.5	80.2	83.4			
				達成率	98%	94%	98%			
				結果	○	△	○			
C	苦情相談受付件数	件	苦情処理報告書の集計	成り行き値		670.0	670.0	670.0	670.0	670.0
				目標値		650	635	620	605	590
				実績値		571	591			
				達成率		112%	107%			
				結果		◎	◎			

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

- A 寄せられた苦情相談には迅速かつ適切に対応することにより、相談者の理解、納得をいただくことで満足度の向上を図り、95%を目標とする。
- B これまで概ね目標を達成できているものの成果の向上割合は鈍化してきており、今後は大幅な成果の向上は望めない状況であるため、生活環境を改善または良好に保つ取組を継続することにより、前期で掲げた目標を達成し、それを維持し続けることを目指す。
- C 市民の環境衛生に関する意識を高めるための啓発活動等を行うことにより、年間15件ずつ減らし590件を目標値とする。

4 平成26年度基本事業の取組方針

- 寄せられた苦情や相談については問題解決に向けて適切な支援を行う。また、未然に防止するために広報誌の活用やパンフレットなどの作成・配布により、市民意識の向上を図る。
- 市民や事業所、関係団体、関係機関などと協力、連携し、環境美化活動を行うなど、衛生的な生活環境の保持に努める。

5 平成26年度基本事業の取組方針の達成状況

- 寄せられた苦情や相談については、関係者、関係機関と連携して問題解決に向けて適切に取り組んだ。また、6月の環境月間に環境パネル展を開催し、環境衛生に関するパネルを展示したほか、広報誌に犬の飼い方のマナーに関する特集を掲載し、市民意識の向上に取り組んだ。
- アダプト制度や環境美化モデル地区の指定を通じて、地区自治公民館や自治会、各種団体等と協力、連携して美化活動に取り組み、衛生的な生活環境の保持に努めた。

6 平成26年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- A 「苦情相談対応に対する満足度」は概ね目標を達成できた。その要因は、寄せられた苦情や相談については、関係者、関係機関と連携して問題解決に取り組んでいるほか、住民自らが行う解決に向けた取組を支援するなど、適切に対応しているためと思われる。
- B 「生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合」は概ね目標を達成できた。実績値は平成20年度以降、8割を超える高い状態で推移しており、現在取り組んでいることの成果が十分に出ていると考えられる。
- C 「苦情相談受付件数」は目標を達成できた。環境パネル展や出前講座、環境学習会の開催など、市民意識の向上に取り組んでいるためと思われる。

7 平成27年度基本事業の取組方針

- 環境パネル展の開催や出前講座の実施、環境美化推進員等の活動などを通し、環境衛生に関する市民意識の向上を図る。
- 寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 市民や事業所、関係団体、関係機関などと協力、連携し、環境美化活動を行うなど、衛生的な生活環境の保持に努める。

8 平成28年度に向けた基本事業の課題・方向性

- 環境パネル展の開催や出前講座の実施、環境美化推進員等の活動などを通し、環境衛生に関する市民意識の向上を図る。
- 寄せられた苦情や相談のうち、地域で解決すべき問題については、解決に向けた地域住民の取組を支援し、また、それ以外のものについては関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 市民や事業所、関係団体、関係機関などと協力、連携し、環境美化活動を行うなど、衛生的な生活環境の保持に努める。

基本事業No.	2-2-2	基本事業名	地域美化活動の促進	基本事業 主担当課	総務課
---------	-------	-------	-----------	--------------	-----

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民や事業者等に対して、環境教育・環境学習の機会を創出し、市民等の環境保全意識の向上を図る。 ■ 地域が一体となって美化活動を行うことができるように、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報発信を行う。 ■ アダプト(里親)制度などを活用して、各地域や市民団体等による美化活動を促進する。 ■ 少子高齢化や過疎化の進行により、美化活動に支障が生じている地域の支援を検討する。 	
②対象	・市民 ・事業者
③意図	地域美化活動に取り組む

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	美化活動参加者数の割合(年に数回)	%	市民意識調査	成り行き値	56.8	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0
				目標値	60.0	59.0	60.5	62.0	63.5	65.0
				実績値	59.8	60.5	58.9			
				達成率	100%	103%	97%			
				結果	○	○	○			
B	美化活動参加者数の割合(月に数回以上)	%	市民意識調査	成り行き値	8.6	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5
				目標値	10.0	9.0	9.5	9.5	10.0	10.0
				実績値	9.1	6.2	7.5			
				達成率	91%	69%	79%			
				結果	△	△	△			
C	美化活動に参加した延べ人数	人	ふれあいボランティアの日、錦江湾クリーンアップ作戦参加者	成り行き値	15,000	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700
				目標値	16,300	15,000	15,300	15,600	15,900	16,300
				実績値	14,286	12,957	12,445			
				達成率	88%	86%	81%			
				結果	△	△	△			

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A アダプト(里親)制度への登録や、ふれあいボランティアの日、錦江湾クリーンアップ作戦などの美化活動への参加を広く市民に啓発することにより参加者を増やし、65%を目指す。
B 前期で掲げた10%の目標を達成できていないため、美化活動への参加促進等により、市民の環境保全意識の高揚を図り、前期と同じ10%を目標とする。
C ふれあいボランティアの日、錦江湾クリーンアップ作戦への参加を広く呼び掛け、前期で掲げた目標値の達成を目指す。

4 平成26年度基本事業の取組方針 **5 平成26年度基本事業の取組方針の達成状況**

<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報誌やホームページ、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、環境美化推進員等と連携し市民等の意識高揚、地域美化活動の促進を図る。また、積極的に美化活動に取り組む地区を環境美化モデル地区に指定し、各地区における美化活動の支援を行う。 ■ アダプト(里親)制度については、企業・団体等へ制度の周知を図り登録団体を増やすことにより、地域における美化活動の促進に取り組む。 ■ 引き続き、少子高齢化や過疎化の進行が地域の美化活動に与える影響やその対策などについて、情報収集に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報誌に生活環境美化条例の特集を掲載したほか、6月の環境月間に合わせて開催した環境パネル展では美化活動に関するパネルを展示して、市民等の意識高揚に取り組んだ。また、環境美化モデル地区に指定された9地区自治公民館の活動を支援したほか、62地区自治公民館がふれあいボランティアに参加するなど、各地で美化活動が活発に実施された。 ■ 河川アダプト制度については前年度より28団体多い115団体、道路アダプト制度については前年度より1団体多い46団体が登録し、河川、道路の美化活動に取り組んだ。 ■ 少子高齢化や過疎化の進行が地域の美化活動に与える影響等についての情報収集には取り組めなかった。しかし、環境美化モデル地区に指定した横川山ヶ野地区自治公民館においては、世帯数が少ない自治会の清掃作業を、地区内の他の自治会の住民が手伝うなど、地域で協力・工夫しながら清掃作業に取り組んだ例もあった。
--	---

6 平成26年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A 「美化活動参加者数の割合(年に数回)」は概ね目標を達成できた。その要因は、40代以上の各年代が6割を超える参加割合となっているためであるが、20代、30代の若い世代の参加割合は極端に低い状況にある。
B 「美化活動参加者数の割合(月に数回以上)」は目標を達成できなかった。その要因を分析すると、50代以下の現役世代の参加割合が低い状況にあることから、仕事等で美化活動に取り組む時間的な余裕がないためと考えられる。
C 「美化活動に参加した延べ人数」は目標を達成できなかった。その要因は、ふれあいボランティアの日で中学生・高校生の参加者が減少傾向にあるためである。

7 平成27年度基本事業の取組方針	8 平成28年度に向けた基本事業の課題・方向性
<p>■ 広報誌やホームページ、FMきりしま、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、美化活動への参加促進などにより、市民等の意識高揚を図る。また、アダプト制度や環境美化モデル地区など、積極的に美化活動に取り組む団体、地域の活動を支援する。</p> <p>■ 地域の美化活動について、参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。</p>	<p>■ 広報誌やホームページ、FMきりしま、各種イベントにおいて環境美化に関する情報を発信するほか、ふれあいボランティアや花いっぱい運動、錦江湾クリーンアップ作戦などの美化活動への参加促進により、市民意識の高揚を図る。</p> <p>■ 河川や道路の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者、地域の活動をアダプト制度で支援する。</p> <p>■ 地域の美化活動について、参加者数の減少などの課題解決に取り組む地区自治公民館や自治会を、環境保全協会とも連携しながら支援する。</p>